

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|---------------------------------------|
| 件名 | 新宿区新型コロナウイルス感染症自宅療養者入院待機施設に係る業務委託について |
|----|---------------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部保健予防課）

事業の概要

| | |
|-------------|---|
| 事業名 | 新宿区新型コロナウイルス感染症自宅療養者入院待機施設に係る業務委託について |
| 担当課 | 保健予防課 |
| 目的 | 新型コロナウイルス感染症の第5波に際しては、感染者が急増したため病床が逼迫し、入院が必要な方が自宅待機を余儀なくされた。こうした状況を踏まえ、第6波に備えて、患者を一時的に受け入れる入院待機施設を設置し、区民の安心につなげる。 |
| 対象者 | 次のいずれかに該当する者 (1) 入院が必要な状態にある自宅療養者（中等症Ⅰ又は中等症Ⅱに相当）で、日常生活動作が自立している者 ＊中等症Ⅰ・・・目安として酸素飽和度（SpO ₂ ） 93%＜SpO ₂ ＜96% ＊中等症Ⅱ・・・目安として酸素飽和度（SpO ₂ ） SpO ₂ ≤93% (2) 自宅療養者であって本施設における一時滞在が必要だと区が判断した者 |
| 事業内容 | <p>1 概要</p> <p>本事業は、新型コロナウイルス感染症により、入院が必要と判断された区民が自宅等に待機となった際に、入院待機施設において点滴や酸素投与を行いながら、速やかに入院調整を行うものである。</p> <p>入所者の入院待機施設までの移送手続きや運営に必要な物品等の調達、入所者の情報管理等、多岐にわたるため、業務内容に応じて医療機関と施設運営業者にそれぞれ委託して実施する。</p> <p>2 委託の内容</p> <p>(1) 健康フォローアップ：施設運営に必要な人員の確保及び配置、入所者の健康観察及び療養上の世話、看護記録の作成等。</p> <p>(2) 入院待機施設の運営：入所者の自宅、入院待機施設及び入院先医療機関間の移送手配や運営に必要な備品等の調達、入所者の情報管理（台帳作成）、施設内等の清掃及び施設内外の警備等。</p> <p>3 入院待機施設の定員</p> <p>6人</p> <p>※個人情報の流れは、資料34-1のとおり</p> |

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 新宿区新型コロナウイルス感染症自宅療養者入院待機施設運営業務委託

| | |
|---------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 保健予防課 |
| 登録業務の名称 | 新宿区新型コロナウイルス感染症自宅療養者入院待機施設に係る業務委託 |
| 委託先 | <p>1 医療法人社団 三育会 2 エフエヌダブリュ株式会社</p> <p>※新宿区新型コロナウイルス感染症自宅療養者入院待機施設においては、区(甲)、医療法人社団三育会(乙)、エフエヌダブリュ株式会社(丙)の「三者契約」を締結する。</p> |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>《施設運営業務を行う対象者に係る情報項目》</p> <p>【医療法人社団 三育会】 HERSYSID・患者氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・緊急連絡先(電話番号/氏名/続柄)・健康状態一覧(体温/酸素飽和度/表情・顔色/咳・鼻水/息苦しさ/全身倦怠感/嘔気・嘔吐/下痢/意識障害/食事困難/排尿がない/その他聞き取り内容)・医師所見・発症日・疫学調査日・症状軽快日・終了予定日・同居者の有無・パルスオキシメーター所持・身長・体重・BMI・保険証の有無・既往歴・医療支援依頼歴・中和抗体薬療法の有無、入院待機施設の入退所日時、退所先</p> <p>【エフエヌダブリュ株式会社】 患者氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・緊急連絡先(電話番号/氏名/続柄)・入院待機施設の入退所日時、退所先</p> |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 電磁的媒体(HER-SYS/委託先のパソコン)及び紙 |
| 委託理由 | <p>入院待機施設においては、医師及び看護師を配置し、小まめな体調管理を行うほか、入所者の入院待機施設までの移送手続きや運営に必要な備品等の調達、入所者の情報管理、施設内等の清掃及び施設内外の警備等を行う事務員、警備員等を別途配置し、緊密に連携しながら安定的に運営していく必要がある。そのため、本業務は、対応実績のある医療機関および施設運営業者と区の三者により運営を行うことが不可欠である。</p> <p>このため、区(甲)は、第5波において自宅療養者への豊富な往診の実績があり、今回新宿区医師会からの推薦を受けた医療法人社団三育会(乙)を委託医療機関として、また、世田谷区において宿泊療養施設の運営を受託し、安定的に運営した実績があるエフエヌダブリュ株式会社(丙)を施設運営業務の委託先とし、三者契約を締結し、三者が一体となって個人情報保護対策を実施していく。</p> |
| 委託の内容 | (1)健康フォローアップ:施設運営に必要な人員の確保及び配置、入所者の健康観察及び療養上の世話、看護記録の作成等。 |

| | |
|------------------|---|
| | (2) 入院待機施設の運営：入所者の自宅、入院待機施設及び入院先医療機関間の移送手配や運営に必要な備品等の調達、入所者の情報管理（台帳作成）、施設内等の清掃及び施設内外の警備等。 |
| 委託の開始時期及び期限 | <p>新型コロナウイルス感染症の新規感染者数や病床のひっ迫状況等を踏まえ、区が決定する。なお、感染状況等によっては入院待機施設を開設しない場合もある。</p> <p>開設後感染状況等により、運営を停止することが妥当と区が判断した際は、区の指定する日において運営を停止する。</p> |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 個人情報を記録した紙媒体については、業務日の事務処理終了後、鍵付きキャビネットに保管する。 3 個人情報データの送付の際は、電話連絡も併せて行う。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報データには、パスワードを付してデータを暗号化する。 |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 3 委託先のパソコンに保管した個人情報は、委託業務終了後に紙及び電子データを廃棄・消去し、個人情報消去証明書を提出させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 2 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩がないよう、ファイアウォール/IDS/IPS等の保護対策を講じさせる。 3 ウイルス感染等がないよう、最新のウイルス対策及び最新の更新プログラムを適用させる。 4 パソコン内に保存した個人情報へのアクセス制御を行わせる。 5 個人情報の漏えい防止対策としてログ管理を徹底させる。 6 個人情報データには、パスワードを付してデータを暗号化させる。 |

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙及び丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙及び丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙及び丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙及び丙が業務を行うに当たり乙及び丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙及び丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙及び丙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙及び丙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙及び丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙及び丙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙及び丙は、乙及び丙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙及び丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙及び丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙及び丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙及び丙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。